

大阪港港湾業務委託共通仕様書

令和7年4月 改訂版

新旧対比表

大阪港湾局

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	I-1. 土木設計等業務委託契約書	土木設計等業務委託契約書(R6.12月一部改訂版) (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u> 3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 部分払に関する特約条項 (部分払) 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u>	土木設計等業務委託契約書(R7.4月改訂版) (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 部分払に関する特約条項 (部分払) 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u>	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	Ⅱ－1. 測量等業務委託契約書	測量等業務委託契約書 <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u> 3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 部分払に関する特約条項 (部分払) 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u>	測量等業務委託契約書 <u>(R7.4月改訂版)</u> (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 部分払に関する特約条項 (部分払) 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u>	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	Ⅲ－１．業務委託 契約書(成果物 型)	業務委託契約書(成果物型) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u> 3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 部分払に関する特約条項 (部分払) 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u>	業務委託契約書(成果物型) <u>(R7.4月改訂版)</u> (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。。 部分払に関する特約条項 (部分払) 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u>	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	IV-1. 業務委託契約書 (経常型) 業務委託契約書 (長期継続契約 用)	業務委託契約書(経常型) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> 業務委託契約書(長期継続契約用) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u> 3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 (部分払) 第39条 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u>	業務委託契約書(経常型) <u>(R7.4月改訂版)</u> 業務委託契約書(長期継続契約用) <u>(R7.4月改訂版)</u> (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 (部分払) 第39条 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u>	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
	V-1. 業務委託契約書 (システム開発・改 修用)	業務委託契約書(システム開発・改修用) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u> 3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 部分払に関する特約条項 (部分払) 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u>	業務委託契約書(システム開発・改修用) <u>(R7.4月改訂版)</u> (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 部分払に関する特約条項 (部分払) 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u>	約款改訂
	V-1. 業務委託契約書 (システム運用・保 守用) 業務委託契約書 (システム運用・保 守用) (長期継続契約 用)	業務委託契約書(システム運用・保守用) <u>(R6.12月一部改訂版)</u> 業務委託契約書(システム運用・保守用) <u>(長期継続契約用) (R6.12月一部改訂版)</u> (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u> 3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 (部分払) 第39条 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u>	業務委託契約書(システム運用・保守用) <u>(R7.4月改訂版)</u> 業務委託契約書(システム運用・保守用) <u>(長期継続契約用) (R7.4月改訂版)</u> (検査及び引渡し) 第36条 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。 (部分払) 第39条 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u>	約款改訂

頁	行または項目	現行	改訂	主な説明
Ⅶ－前－ 13	様式1－13 「受注者に所属することを証する書面」届出書(当初・変更)	貼付書面として、 <u>健康保険被保険者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書</u> に記載された所属受注者名及び交付日により雇用関係が確認できるものの写し。	貼付書面として、 <u>健康保険被保険者証(所属業者名が記載されているもの。令和7年12月1日までの取扱いとする。)、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(年金事務所が受け付けたことが分かるもの)、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)</u> に記載された所属受注者名及び交付日により雇用関係が確認できるものの写し。 <u>ただし、代表者が業務責任者等になる場合は不要とする。</u> (様式の変更) 8ページ参照	契約管財局の通知による変更
—	様式1－29 誓約書(大阪市暴力団排除条例)		(様式の変更) 9ページ～15ページ参照	契約管財局の通知による変更

現 行	改 訂	
様式 1 — 1 3	様式 1 — 1 3	
「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）		
令和 年 月 日 大 阪 市 長 様 受 注 者 所 在 地 商号または名称 代 表 者 名 当該受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものであることの証明を届出します。 請求番号 令和 年度 第 号 契約番号 第 号 委 託 名 称 契約年月日 令和 年 月 日 完了期限 令和 年 月 日 ☐ 主任技術者 ☐ 管理技術者 ☐ 業務責任者 ☐ 照査技術者 ☐ 担当技術者		令和 年 月 日 大 阪 市 長 様 受 注 者 所 在 地 商号または名称 代 表 者 名 当該受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものであることの証明を届出します。 請求番号 令和 年度 第 号 契約番号 第 号 委 託 名 称 契約年月日 令和 年 月 日 完了期限 令和 年 月 日 ☐ 主任技術者 ☐ 管理技術者 ☐ 業務責任者 ☐ 照査技術者 ☐ 担当技術者 ・ □内には、該当する項目にレを記入してください。 ・ 貼付書面として、健康保険被保険者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書に記載された所属受注者名及び交付日により雇用関係が確認できるものの写し。 ・ 主任技術者等の同一性の把握は、運転免許証等で氏名と生年月日と住所を確認できるものを提示。 ・ □内には、該当する項目にレを記入してください。 ・ 貼付書面として、健康保険被保険者証（所属業者名が記載されているもの。令和7年12月1日までの取扱いとする。）、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（年金事務所が受け付けたことが分かるもの）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に記載された所属受注者名及び交付日により雇用関係が確認できるものの写し。ただし、代表者が業務責任者等になる場合は不要とする。 ・ 主任技術者等の同一性の把握は、運転免許証等で氏名と生年月日と住所を確認できるものを提示。

現 行	改 訂														
【元請負人（契約相手方）用】 様式1-29 年 月 日 大阪市契約担当者 様 所在地 フリガナ 商号又は名称 フリガナ 代表者の氏名 生年月日 年 月 日生 受任者名 誓 約 書 私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。 案件名称： 2 私は、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。 3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。 4 私が大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。 6 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。 7 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。	【元請負人（契約相手方）用】 様式 1－29 誓 約 書 私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。 <table><tbody><tr><td>1</td><td>条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。</td></tr><tr><td>2</td><td>条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。</td></tr><tr><td>3</td><td>本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。</td></tr><tr><td>4</td><td>私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。</td></tr><tr><td>5</td><td>私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。</td></tr><tr><td>6</td><td>私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。</td></tr><tr><td>7</td><td>私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。</td></tr></tbody></table> 案件名称： 大阪市契約担当者 様 年 月 日 所在地 (フリガナ) 商号又は名称 (フリガナ) 代表者の氏名 代表者の生年月日 年 月 日生 受任者名	1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。	2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。	4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。	5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。	6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。	7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。
1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。														
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。														
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。														
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。														
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。														
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。														
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。														

現 行	改 訂
(参 考)	(参 考)
○大阪市暴力団排除条例（抜粋）	○大阪市暴力団排除条例（抜粋）
（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置） 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。 （1） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと （2） 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと （3） 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること （4） 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 （5） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと （6） 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること （7） 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること （8） 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。	（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置） 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。 （1） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと （2） 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと （3） 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること （4） 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 （5） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと （6） 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること （7） 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること （8） 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。
○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）	○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）
（暴力団密接関係者） 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。 （1） 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者 （2） 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者 （3） 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者 （4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 （5） 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者 （6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者	（暴力団密接関係者） 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。 （1） 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者 （2） 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者 （3） 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者 （4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 （5） 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者 （6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

現 行	改 訂
(参 考)	(参 考)
○大阪市暴力団排除条例（抜粋）	○大阪市暴力団排除条例（抜粋）
（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置） 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。 （1） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと （2） 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと （3） 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること （4） 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 （5） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと （6） 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること （7） 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること （8） 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。	（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置） 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。 （1） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと （2） 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと （3） 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること （4） 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 （5） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと （6） 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること （7） 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること （8） 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。
○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）	○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）
（暴力団密接関係者） 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。 （1） 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者 （2） 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者 （3） 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者 （4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 （5） 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者 （6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者	（暴力団密接関係者） 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。 （1） 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者 （2） 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者 （3） 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者 （4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 （5） 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者 （6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

12

現 行									
【売払い等用】 様式 1－29 年 月 日 大阪市契約担当者 様 所 在 地 フリガナ 商 号 又 は 名 称 フリガナ 代 表 者 の 氏 名 生 年 月 日 年 月 日生 印 (実印) 誓 約 書 私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、（ ）から、暴力団を利用することとならないように、 暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。 (物件の表示) : 1 私は、次の（ ）に際して、大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。 2 私は、大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。 3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。 4 私が大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者に該当する者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。 ※（ ）書きについては、不動産の売払い、不動産の貸付け、物品の売払い及び物品の貸付けなど契約により内容が異なりますので、各契約担当で誓約書を受け取ってください。	【売払い等用】 様式 1－29 誓 約 書 私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、「 」から、暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。 <table><tr><td>1</td><td>「 」に際して、条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。</td></tr><tr><td>2</td><td>条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。</td></tr><tr><td>3</td><td>本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。</td></tr><tr><td>4</td><td>私が条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者に該当する者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。</td></tr></table> (物件の表示) : 大阪市契約担当者 様 年 月 日 所 在 地 (フリガナ) 商号又は名称 (フリガナ) 代表者の氏名 代表者の生年月日 年 月 日生 ※「 」書きについては、不動産の売払い、不動産の貸付け、物品の売払い及び物品の貸付けなど契約により内容が異なりますので、各契約担当で誓約書を受け取ってください。	1	「 」に際して、条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。	2	条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。	4	私が条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者に該当する者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
1	「 」に際して、条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。								
2	条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。								
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。								
4	私が条例第 2 条第 2 号又は規則第 3 条各号に掲げる者に該当する者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。								

(参 考) ○大阪市暴力団排除条例（抜粋） （公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置） 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。	(参 考) ○大阪市暴力団排除条例（抜粋） （公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置） 第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。
○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋） （暴力団密接関係者） 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者 (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者 (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者 (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者 (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者	○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋） （暴力団密接関係者） 第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者 (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者 (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者 (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又前各号のいずれかに該当する者のあるもの ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者 (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

